Ⅱ　学校安全の推進

学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の活動は、**「安全教育」「安全管理」**この両者の活動を円滑に進めるための**「組織活動」**から構成されている。

安全教育は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

各学校は、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導を計画し、教育課程を編成・実施することが重要である。

安全管理は、事故の要因となる環境や児童生徒の行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒の安全の確保を目指して行われるものである。児童生徒の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる**「対人管理」**と、学校の環境の管理である**「対物管理」**から構成される。

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員研修をはじめ、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域と連携を図りながら、学校安全に関する**組織活動**を円滑に進めていくことが必要である。

また、学校安全は**「生活安全」「交通安全」「災害安全」**の３つの領域から構成されている。**「生活安全」**では、日常生活で起こる事件・事故を、**「交通安全」**では、様々な交通場面における危険と安全、事故防止を、**「災害安全」**では、地震、津波、風水(雪)害、雷のような自然災害を取り扱う。

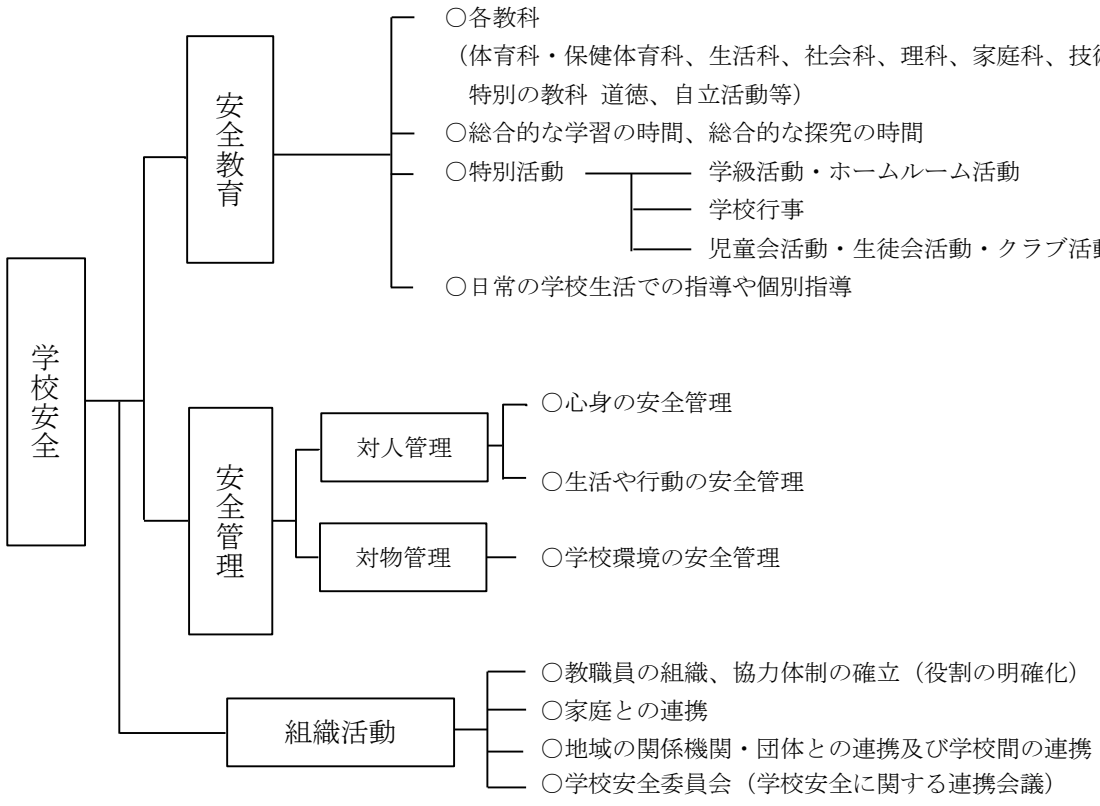

＜学校安全の３つの領域＞
生活安全　　交通安全　　災害安全

1　安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を養うことを目指して行われるものである。

≪各段階における安全教育の目標≫

【小学校】

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

【中学校】

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

【高等学校】

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、また、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

【特別支援学校及び特別支援学級】

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

（1）生活安全

日常生活で起こる事件・事故の内容、発生原因や安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- 消防署や警察署など関係機関の働き

＜現状と課題＞

表　不審者被害の内訳　　（令和７年２月２８日現在）

校　種	小学校		中学校		高等学校		合　計	
項目＼年度	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
学校侵入	0	2	0	1	0	0	0	3
通り魔（猥褻を含む）	0	1	1	0	1	2	2	3
連れ去り	0	0	1	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	1	2	0	2	1
合　計	0	3	2	2	3	2	5	7

※　特別支援学校児童生徒は、該当する年齢の校種に含む。

表　脅迫・爆破・誘拐予告等の件数　（令和７年２月２８日現在）

校　種	小学校		中学校		高等学校・特別支援学校		合　計	
項目＼年度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ５	Ｒ６
脅迫・爆破・誘拐予告等	13	19	12	20	2	15	27	54

※　同一事案で、小学校・中学校が共にかかわる場合は、それぞれに計上。

児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるため、指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ることが重要である。

また、学校安全上の課題解決に対し学校が全ての役割を担うことは困難であるため、家庭や地域との連携・協働が不可欠である。

＜対策＞

ア　学校安全計画の見直し

○児童生徒の実態や発達の段階に応じた内容を検討し、指導時間（１単位時間の指導、短時間での指導）を配当する。

○家庭・地域・関係機関と連携した実践的な防犯訓練等を計画に位置付ける。

イ　児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような手法の工夫

○ＩＣＴを活用した危険予測の演習や警察等の専門家による指導、犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入など、様々な手法をとりいれて児童生徒が主体的な行動をとることにつながる工夫をする。

ウ　保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関との連携・協力による、地域安全マップの見直しや防犯教室等の実施

○スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども１１０番の家」等との連携・協力体制を整備し、連携を強化する。

○子供の目線を含めた地域安全マップの見直しを行う。

評　価

防犯を含めた生活安全教育の実施

□防犯に関する内容を含めた生活安全教育が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。

□ＩＣＴを活用した危険予測の演習や警察等の専門家による指導、犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入など、様々な手法をとりいれているか。

□家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練等を実施しているか。

□地域安全マップの作成・見直しを行い、児童生徒や保護者、地域に周知しているか。

（２）交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車、二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）等の利用ができるようにする。また、「交通の方法に関する教則」（国家公安委員会告示）の徹底や「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成 30 年４月施行）の推進に取り組む。

・道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
・踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
・交通機関利用時の安全な行動
・自転車の点検や整備と正しい乗り方
・自転車乗車時におけるヘルメットの着用

・特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等、新たなモビリティについての正しい知識
・二輪車の特性の理解と安全な利用
・自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
・交通法規の正しい理解と遵守
・自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
・幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮

＜現状と課題＞

表　重大交通事故発生状況　（令和７年２月２８日現在）

校　種	小学校		中学校		高等学校・特別支援学校		合　計	
項目＼年度	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
自転車	2	3	4	0	7	7	13	10
歩行中	2	0	1	0	0	1	3	4
バイク	—	—	—	—	1	2	1	2
その他	0	3	1	0	1	0	2	0
合　計	4	6	6	0	9	10	19	16

※重大交通事故：死亡、もしくは１０日以上の欠席を要する事故

事故の原因は、児童生徒の過失（飛び出し、安全不確認等）によるものが多い。また、自転車乗車中の事故の約８割に一時不停止、安全不確認、前方不注意等の違反がある。

＜対策＞

ア　学校安全計画の見直し

○学年・発達の段階に応じた系統的な計画を作成し、指導時間を確保する。
○交通安全教室等、警察等の専門家と連携した交通安全教育を位置付ける。

イ　児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような手法の工夫

○調査・実習等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、効果的な指導方法の工夫と改善を行う。
○日常から身の回りの危険を予測し、危険を回避する実践力を向上させるための学習を充実させる。
・身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導
・事件事故発生マップ（埼玉県警ホームページ）の活用
・カーナビデータ（急ブレーキ発生箇所図、平均走行速度図）（平成 25 年１月　埼玉県教育委員会配布）の活用
・改正道路交通法による自転車運転者講習制度の周知（平成 27 年６月１日施行）
・改正道路交通法による特定小型原動機付自転車に係るルールの周知（令和５年７月１日施行）
・改正道路交通法による自転車乗車時の携帯電話使用の厳罰化の周知（令和６年１１月１日施行）

ウ　安全行動の実践化「交通事故防止　５つの行動」の徹底

○「交通事故防止のための５つの行動（もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる）」を利用して、交通安全指導を日常から繰り返し粘り強く行う。

エ　自転車交通事故防止

○自転車は車両の一種であることを理解し、運転する者は車両運転者として安全に正しく自転車を利用するよう指導を十分に行う。
○自転車による加害交通事故を起こすと「刑事上の責任」「民事上の責任」「道義的責任」が問われることについて理解を深める。また、あらかじめ他人の行動を予測し、思いやりをもって自転車を運転する態度を培う指導を行う。

○ヘルメット非着用による交通事故の致死率が約２倍になるなど、着用の有効性について説明し理解させる。
・「自転車安全利用５則」の周知
・「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の周知
・自転車による損害賠償保険等への加入が義務化されていることの周知
・自転車乗用ヘルメットの着用が全世代を対象に努力義務化されていることの周知

評　価

1　交通安全に関する指導の実施
□交通安全に関する内容が、学校安全計画に位置付けられているか。
□各教科・特別活動・LHR 等での指導が教科横断的に行われているか。
□朝の会、SHR 等に継続した交通安全教育を実施しているか。
2　自ら考え、主体的な行動をとるための指導の工夫
□危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域安全マップ作り等の手段を取り入れているか。
□交通安全教室やスケアード・ストレイト教育技法の活用など、警察や外部の専門家と連携しているか。
3　「交通事故防止のための５つの行動」の指導
□「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を常に意識させているか。
4　自転車の指導
□「自転車安全利用５則」に触れて指導しているか。
□ヘルメットの着用について指導しているか。
□特定小型原動機付自転車のルール等、新たなモビリティのルールについて指導しているか。

（３）災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

・火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
・地震、津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
・風水（雪）害、落雷等の自然災害等発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
・避難場所の役割についての理解
・災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
・地域の防災活動の理解と積極的な参加及び協力
・災害時における心のケア
・災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
・防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
・消防署など関係機関の働き

＜現状と課題＞

表　防災教育に取り組んでいる学校数

【令和５年度及び令和６年度　学校健康教育実践状況調査】（複数回答可）

校種 ＼ 内容	小学校		中学校		高等学校（全日制）		高等学校（定時制）		特別支援学校	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
地震	691	689	354	355	135	136	26	26	52	55
突風・竜巻	360	370	144	143	21	21	2	4	11	13
大雪	114	120	57	62	16	12	0	1	2	4
大雨・豪雨・落雷	391	404	176	182	38	37	5	6	13	21
土砂災害	175	184	87	94	20	18	3	4	4	6
弾道ミサイル	253	265	83	91	24	19	2	3	8	12
新たな危機事象への対応	229	261	118	140	20	21	7	6	9	10

地震に対する取組は全校種で確実に実践されている。竜巻や大雨等の自然災害は、各地で被害をもたらしており、地域の実態に応じた防災教育に取り組む必要がある。また、弾道ミサイルの対応など、新たな危機事象に対しての取組も必要である。

表　関係機関等と連携した避難訓練を実施している学校数

【令和５年度及び令和６年度　学校健康教育実践状況調査】（複数回答可）

校種 ＼ 内容	小学校		中学校		高等学校（全日制）		高等学校（定時制）		特別支援学校	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
学校間	252	267	123	132	10	12	5	3	20	20
保護者	532	559	84	96	3	3	0	0	19	23
地域	165	171	60	66	11	11	1	2	7	4
関係機関	394	404	168	171	115	120	18	18	32	36

避難訓練において家庭、地域や関係機関との連携した取組を一層推進していくことが重要である。

＜対策＞

ア　学校安全計画の見直し

○学年や発達の段階に応じた系統的な計画を作成し、教科横断的な視点で指導時間を確保する。また、各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）を確実に実施する。

○自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性等に応じて各教科等の内容のつながりを整理して教育課程を編成する。

○避難訓練の実施時期は、法の規定や児童生徒及び地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全教育との関連を考慮して適切に設定する。

イ　実効性のある避難訓練の実施

○地震のみならず、竜巻や風水害、弾道ミサイル等に対応する避難訓練を実施する。

○地震に対する訓練では、自らがその場の状況に応じた適切な避難行動ができるように「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」を実施する。また、大地震を想定した訓練では、余震を伴うことや停電が発生し放送施設が使用できない場合、また、悪天候で校庭に集合することが合理的でない場合等を含めて実施を検討する。

○訓練は、授業中だけを想定せず、休み時間や登下校等、児童生徒が分散している場合も想定する。

○訓練実施後は、必ず事後指導（振り返り）を行う。

・緊急地震速報を利用した避難訓練の取組（平成 24 年１月　埼玉県教委員会）の活用
・実践的防災教育総合支援事業報告書（埼玉県教育委員会）の活用
・学校安全総合支援事業報告書（埼玉県教育委員会）の活用

ウ　学校間、保護者、地域等との連携

○災害発生時を想定した引渡し訓練等を実施し、家庭との共通理解を図る。

○消防署、各市町村の行政機関、地域の防災担当者等と連携した防災に関する取組を推進する。

○各学校においては、避難所もしくは避難場所として活用することができるよう、市町村、関係機関等との連携を図る。

・［県立学校版］＜改訂＞学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために～（令和４年３月改訂　埼玉県教育委員会）の活用
・［県立学校版：追加資料］学校防災マニュアル～竜巻から児童生徒の安全を守るために～（平成 25 年　埼玉県教育委員会）の活用

評　価

1　避難訓練の実施
□避難訓練は、授業中や休み時間、余震や停電時等、様々な場面を想定して実施しているか。
□避難訓練終了後は、事後指導（振り返り）を行っているか。
□避難器具の使い方についての訓練を行っているか。
□訓練後、訓練の検証及び危機管理マニュアルの見直しを行っているか。
2　児童生徒の危機対応力
□児童生徒が自ら考え、主体となって行動できるよう指導を行っているか。
□登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行っているか。
□救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導を行っているか。
□社会の一員として活動すること（共助）に配慮した指導を行っているか。
3　家庭や地域・関係機関との連携
□災害発生時における学校と家庭の共通理解が図られているか。

2　安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等にひそむ危険を早期に発見し、速やかに除去することである。また、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立し、児童生徒の安全の確保を図ることである。

（1）事故の未然防止のための安全管理

ア　学校環境（施設・設備）の安全管理

＜現状と課題＞

表　安全点検の実施状況　　【令和６年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校（全日制）	高等学校（定時制）	特別支援学校
学期１回	29	19	132	25	13
月　１回	655	336	3	1	42
月　２回以上	5	0	1	0	0

安全点検（定期の安全点検）は、学校保健安全法施行規則に則り児童生徒等が通常使用する施設や設備、防火・防災・防犯に関する設備を対象に、毎学期１回以上実施する。多く使用する箇所については、毎月１回など、学校の実状に応じた点検が望まれる。

学校行事の前後など必要があるときには臨時点検を行う。また、児童生徒等が頻繁に活動を行う箇所については毎授業日ごとの日常点検を行う必要がある。

＜対策＞

（ア）安全点検の適切な実施と改善措置

○学校種や学校環境を考慮した安全点検表（対象や項目のチェックリスト）を作成し、教職員による安全点検を確実に行うとともに、改善措置を適切に実施する。また、防犯の観点による安全点検も行う。
○死亡事故が発生する可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）を点検し対策を講じる。
○児童生徒の方が日常的な事故に対し危険を感じる度合いが高いことから、安全点検には子供の視点を加える。
○児童生徒の安全確保に支障がある場合は、危険物の除去や施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更等を行うなどの適切な措置を講じる。

（イ）学校環境における安全管理の対象

○教室や廊下、階段、トイレ、特別教室等の校舎内の施設・設備は、学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内の安全管理に準じて行う。

○運動場やプール等の体育施設や倉庫等の校舎外の施設・設備は、外部や一般の者との接点が多いものであることに留意する。
○ＡＥＤは、正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認する。

（ウ）不審者侵入防止の観点からの安全管理

○＜①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口＞という３段階のチェック体制を確立し、対策を講じる。
○来訪者に対して、案内・指示・誘導や入口・受付の明示、また、声掛けや名札等による識別等、必要な対策を講じる。

（エ）自然災害に備えた安全管理

○避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと。また、発火しやすい薬品等の管理、非常用物資の備蓄などについて検討する。
○防火扉と防火シャッターについては定期点検とともに、取り扱いの注意を徹底する。
○暑さ指数（ＷＢＧＴ（湿球黒球温度）及び「熱中症警戒アラート」発令情報を収集し、熱中症予防を徹底する。

イ　学校生活の安全管理

＜現状と課題＞

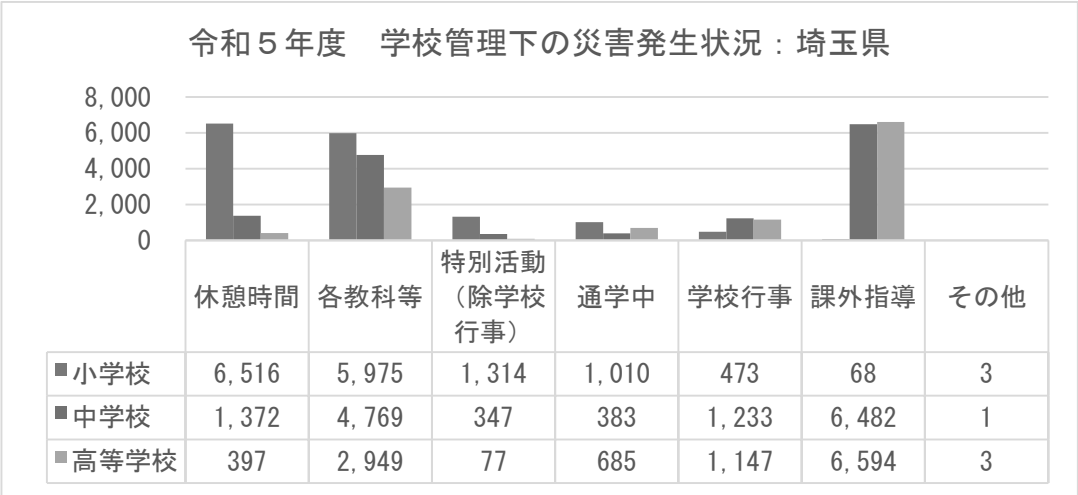

	休憩時間	各教科等	特別活動（除学校行事）	通学中	学校行事	課外指導	その他
■小学校	6,516	5,975	1,314	1,010	473	68	3
■中学校	1,372	4,769	347	383	1,233	6,482	1
■高等学校	397	2,949	77	685	1,147	6,594	3

図　学校における負傷等の事故発生状況　【令和５年度学校管理下の災害発生状況：埼玉県】

学校生活の安全管理は、児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行う。安全管理の観点と方法は、自校の児童生徒の多様な行動の実態を踏まえて定め、全ての教職員で共通理解を図る。

＜対策＞

（ア）学校生活の安全管理の方法

○独立行政法人日本スポーツ振興センターが公表する事故統計や事故事例等を活用し、事故の発生状況や原因・関連要因等を把握する。
○立入り禁止場所の明示や立ち入ることができないような措置を講じ、危険な行動や場所を規制する。
○児童生徒の心身の健康状態の把握や安定に努める。また、個別の対応が必要な児童生徒に対し、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認するなど配慮する。
○安全教育と安全管理は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

（イ）学校生活の安全管理の対象

○業前・業間の休み時間、昼休み、放課後の時間の特徴に応じて必要な措置をとる。
○各教科等の安全管理では、授業前から心身状態の把握に努める。
○部活動での事故が多いため、自己管理の徹底と、指導者による直接指導を充実させる。
○給食の時間は、食物アレルギー緊急対応マニュアルの記載内容を基に確実に対応する。

ウ　通学の安全管理

＜現状と課題＞

表　通学路の安全点検の実施状況【令和６年度学校健康教育実践状況調査】

	通学路点検（小、中学校のみ）
小 学 校	６８９校（100%）
中 学 校	３５２校（100%）
義務教育学校	３校（100%）

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となる。また、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

＜対策＞

（ア）通学路の設定と安全確保

○警察やボランティア等の関係者と協議して、可能な限り安全な通学路を設定する。

○定期的に通学路を点検し、児童生徒が一人になる区間や危険箇所を関係者が共通認識をもち、立場に応じて対応する。

（イ）安全な通学方法の策定・実施

○地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点や災害時の安全確保の視点から、適切な安全管理の下に通学するようにする。

○自転車での通学では、道路交通法の遵守やヘルメットの着用、車両の安全整備等について、児童生徒への指導を含めて安全管理を行う。

○二輪車による通学では、車両の点検整備、乗車時の行動等について、生徒への指導も含めて安全管理を行う。また、加害事故を起こしやすいことに留意するとともに、二輪車の実技指導を含む実践的な安全運転講習などに参加できるよう考慮する。

○通学路の交通安全を確保するために、地域ごとに策定された「通学路交通安全プログラム」に基づく取組を実施する。

○登下校中に災害等が発生した場合は、自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かうことを保護者と学校で共通の認識を得ておく。

○児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していく。

○「地域安全マップ」の作成と見直しを通して児童生徒が危険箇所等を周知するとともに、危険予測及び回避能力を身に付けさせ、安全教育と安全管理を一体的に行う。

評　価

1　学校環境（施設・設備）の安全管理

□危機管理マニュアルは、適切に機能するように見直しを行っているか。

□安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。

□定期的に安全点検表の見直しを行い、危険箇所の把握ができているか。

□不審者を早期に発見する体制を整備しているか。

・門を閉める、施錠する等の登下校時以外の門扉管理

・「関係者以外立入禁止」の看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示

・不審者との区別をするための来訪者の名札着用

・来訪者に対する教職員の積極的なあいさつや、要件を伺う等の声かけの実施

・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等の定期的な点検・補修

□ＡＥＤの設置場所を、利用者が分かりやすい場所に表示（掲示）しているか。

2　学校生活の安全管理

□児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全教育や安全管理に役立てているか。

□スポーツ振興センターの学校等事故事例検索データベースを活用し、全国の発生事例を参考に対策を講じているか。

評　価

3　通学の安全管理

□通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、安全教育や登下校時の安全確保につなげているか。

□安全点検の結果を保護者・地域等に周知し、危険個所の情報共有をしているか。

□「こども１１０番の家」等の緊急避難できる場所について、児童生徒に周知しているか。

□スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする、保護者や地域の協力によるパトロール等を実施しているか。

（２）事故等の発生に備えた安全管理

＜現状と課題＞

危機管理マニュアルは全ての学校で作成され、適切な時期に見直しを行っているが、より実効的なものになるよう内容を検討する必要がある。

表　危機管理マニュアルの見直し時期【令和６年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校（全日制）	高等学校（定時制）	特別支援学校
行事（訓練）終了時	159	57	9	3	5
学期終了時	36	19	4	1	0
年度末	698	331	129	24	54

＜対策＞

ア　救急及び緊急連絡体制

○事故等が発生した場合には、速やかに適切な応急手当が行われるよう、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立する。

イ　事故等発生時の対応

○校内で事故が発生した場合には、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、状況に応じて１１９番通報を行うとともに、養護教諭や他の教職員の応援を求める。

○校外学習等の学校行事については、児童生徒に事前の指導を十分実施するとともに、教職員の役割分担や緊急連絡体制を整備しておく。

○マラソン大会等を行う場合はＡＥＤを必要に応じて準備し、使用方法等について教職員間で確認しておく。

ウ　学校への不審者侵入時の対応

○不審者が侵入した場合に備えた訓練等を実施する。

○不審者が侵入した場合は、危機管理マニュアルに従って、教職員への情報伝達や児童生徒の避難誘導、関係機関へ通報・連絡等、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動する。

エ　登下校時における緊急事態発生時の対応

○事故等が発生した場合には、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得る。

○現場や医療機関等に教職員を派遣するとともに、関係機関や保護者等への連絡などの対応を素早く行う。

オ　新たな危機事象への対応

○弾道ミサイル発射時の対応等、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておく。

評　価

事故等の発生に備えた安全管理

□様々な事象に対する危機管理マニュアルの作成・見直しを行っているか。

□危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、危機管理マニュアルを基にした研修や訓練を実施し、危機管理能力の向上を図っているか。

□不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の情報共有体制は整備されているか。

・校内の教職員や児童生徒への情報伝達
・児童生徒の安全確保
・警察への通報
・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
・近隣学校等との連携

（３）事後の対応

ア　安否確認と引渡し

＜現状と課題＞

事故等発生後、速やかに児童生徒の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

表　引渡し訓練の実施校　【令和６年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校（全日制）	高等学校（定時制）	特別支援学校
引渡し訓練	653	105	3	0	28

＜対策＞

（ア）安否確認の留意点

○児童生徒が学校内にいる場合は、負傷者がいるか確認するために全員を集合させる、または授業等の担当者が把握して本部に報告する。

○休み時間や放課後等は状況把握が困難になるため、教職員があらかじめ決められた担当場所に急行し、負傷者の確認をする。

○職員室や事務室など、情報を集約する場所、総括担当を決め、確認を進める。

○学校に電話や問合わせが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

（イ）引渡しと待機

○引渡しの判断基準を決めておく。
（通学路に被害が発生していないか、地域の被害が拡大する恐れがないか。下校の時間に危機が迫ってこないか、引き渡す保護者にも危険が及ばないか等）

○「引渡しカード」を活用して引渡し訓練を実施するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒及び保護者と手順を確認しておく。

○家庭の状況により、保護者の帰宅が困難になる児童生徒については、学校に留め置くなど事前に協議し確認をしておく。

イ　避難所としての対応

＜現状と課題＞

表　避難場所または避難所に指定されている学校

【令和６年度学校健康教育実践状況調査】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
避難場所・避難所	683	349	129	41

災害規模が大きな場合には、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保や安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、避難所となる場合の運営方策に関して確認しておくことが重要である。

＜対策＞

（ア）児童生徒が在校している場合

○児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮の下、教職員は避難所の開設に協力する。

（イ）児童生徒等が在校していない場合

○児童生徒等の安否確認と教育活動の早期再開に係る業務を優先し、業務終了後又は業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力する。

評　価

事後の対応

□児童生徒の安否確認（在校時・放課後等）をするための体制が確立されているか。

□緊急対応後の措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに開設できるようにしているか。

□「危機管理マニュアル」を基に避難所の開設方法について、教職員が役割分担を理解しているか。

□避難所開設時に、避難所エリアと教育活動エリアの分離や、児童生徒と避難者の動線を区分等が明確に示されているか。

3　組織活動

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育と安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、機能的で実践的なものとすることが求められる。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等と連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全で安心な学校生活が送れるよう環境を整えるとともに、児童生徒へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

（1）学校における体制整備

＜現状と課題＞

学校安全計画や危機管理マニュアル等は整備されつつも必ずしも実効的な取組に結び付いていないことや、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないことなどが課題となっている。

＜対策＞

ア　校内の協力体制

○学校安全活動の企画・調整・評価について、連携の核となる教職員を校内分掌で明らかにし、学校安全を推進する体制を整備する。

○危機管理マニュアルにおいて教職員の役割分担と責任を明確にしたうえで、全教職員に周知する。

イ　教職員研修の実施と、警察等の関係機関と連携した取組の充実

○学校安全に関する教職員の研修を学校安全計画へ位置付け、事前・発生時・事後の危機管理に対応した研修を実施する。

○県主催の学校安全に関する研修会等に参加した教職員が、提供された最新の情報を校内で伝達・活用する。

○警察等の専門家と連携し、さすまた等を使用した不審者対応訓練を実施する。

○近隣の学校間（幼保、小・中学校、高等学校、特別支援学校等）及び所轄の警察との

情報共有体制を整備する。
・県警メールマガジン「犯罪情報官ＮＥＷＳ」の活用
・「防犯速報」（埼玉県警察本部生活安全総務課発行）の活用
・埼玉県県民生活部　防犯・交通安全課ホームページからの情報収集

（２）家庭・地域・関係機関等との連携

＜現状と課題＞

学校が抱える安全上の課題が複雑化・多様化する中で、教職員が全てを担うことは困難である。また、児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠である。

＜対策＞

ア　学校安全推進のための連携体制づくり

○地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行う。
○関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、地域特性等を適切に理解して安全教育、安全管理を行う。

イ　家庭、地域との連携・協働

○学校の安全に関する方針等を保護者や地域住民との間で共有し協力を求める。

ウ　地域の住民やボランティア等との連携方策

○スクールガードや子供１１０番の家などのボランティア団体と連携を図りながら、児童生徒の安全を確保する。

評　価

1　学校における体制整備
□学校安全を学校経営に明確に位置付けているか。
□校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員が位置付けられているか。
□重大事故の予防のためのヒヤリハット事例を研修等で共有しているか。
□危機管理体制が機能する教職員研修を実施しているか。
・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
・さすまた等の防犯備品を活用した不審者対応訓練
□不審者情報を共有する体制を整備しているか。
・校内での、教職員が情報共有する体制
・近隣の学校（幼保、小・中学校、高校、特別支援学校）と情報共有ができる連絡体制
2　家庭・地域・関係機関等との連携
□学校応援団、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んでいるか。
□安全点検や登下校の見守り活動等にＰＴＡ等の参画を推進し、子供や保護者の視点から取組を推進しているか。
□登下校時や校外学習時等の緊急事態発生時に、「子ども１１０番の家」や地域住民が、児童生徒の避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
□震災発生時、地域住民の避難について、市町村や地域の防災担当等と連携や調整を図り、協力する体制が構築されているか。
□地域住民に対し、学校が避難所又は避難場所となることについて情報を発信しているか。

＜学校安全の根拠法令＞

学校保健安全法（平成 21 年４月１日施行）

第１章　総則

（目的）

第 １条　この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第 3 条　学校安全の推進に関する計画の策定

第３章　学校安全

第 26 条　学校安全に関する学校の設置者の責務

第 27 条　学校安全計画の策定等

※　安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定

第 28 条　学校環境の安全の確保

第 29 条　危険等発生時対処要領の作成等

※　危機管理マニュアルの作成

第 30 条　地域の関係機関等との連携

学校保健安全法施行規則（平成 21 年４月１日施行）

第６章　安全点検等

第 28 条　安全点検

※　毎学期１回以上の安全点検の実施、必要があるとき、臨時の安全点検の実施

第 29 条　日常における環境の安全

※　日常的な（安全）点検の実施

小学校学習指導要領（中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領で同様の規定）

第１章　総則

第１　小学校教育の基本と教育課程の役割　２（３）

第２　教育課程の編成　２（２）

第５　学校運営上の留意事項　１　イ

消防法施行令　【避難訓練等を実施する根拠】

第１章　火災の予防

第３条の二　防火管理者の責務

２　防火管理者は、消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び整備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

第３次学校安全の推進に関する計画（令和４年３月　文部科学省）

施策の基本的な方向性

○　学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
○　地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
○　全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
○　地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
○　事故情報や学校の取組状況などデータを活用したが校安全を「見える化」する
○　学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）